

第5回

(令和元年9月9日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和元年9月9日(月)午前9時30分から午前10時27分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名
1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
10番委員 税所隆則
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第37号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第38号案 農地法第4条の規定による許可申請について
議第39号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第40号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第41号案 非農地証明願いに対する認定について
協 議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について

- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、5番・6番委員にお願いします。

議 長 議事の前に諸事報告等ありましたらよろしくお願いします。

- 7 番 後継者対策班の打ち合わせを行いました。8月22日役場101会議室において行いました。議題として令和元年度農業者年金加入推進計画、加入対象者名簿について話し合いを行いました。戸別訪問もしないといけませんけれど、刈り入れが終わった11月頃から活動に入れたらと思っております。地区別に別れて名簿がありますので、まとまって、戸別訪問をしていただけたらと思います。その時には、ご協力をお願いします。

事務局 学校給食センターの重油流失事故について(報告)

- 6 番 どれくらい影響が出ているかわかりますか。用水路から水田にどれくらい重油が流

れ込んでいくかわからないのですよね。

事務局 はっきりした量はわかりません。現在は、様子を見ることになっておりますので、たいへんご迷惑をおかけしております。

議長 議事に入ります。議第37号案を審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第37号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番から3番について、4番委員から調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は2番との交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力3人）。経営面積は、550a、うち田180a、WCS50a、畑は、梨100a、あとの面積が牧草、酪農をされておりまして、乳牛20頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：交換ですので発生しておりません。約10aと17aの交換になりますが双方の合意の上交換となっておりますので、ここで、価格の発生はないと聞いております。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：酪農関係、農作業関係すべての機械を揃えてありました。8番（取得農地の利用計画）：牧草。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は1番との交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力4人）。経営面積は、324a、うち田200a、WCS60a、畑は、124a、栗50a、他野菜等。WCSは畜産農家との契約となっております。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：7a面積差がありますが双方の合意の上交換となっておりますので、ここで、価格の発生はありません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：農作業をするにおいてすべての機械を揃えてありました。8番（取得農地の利用計画）：栗を植栽。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。これは、町の後継者育成資金を受給されております。譲受人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力3人）。経営面積は、294a、うち田49a、牧草を栽培、残りが畑で牧草を栽培。繁殖牛、育成牛を合わせて65頭。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：祖母から孫へ

の贈与のため発生しておりません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：すべての機械を揃えてありました。8番（取得農地の利用計画）：牧草を今までどおり作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号4番について、5番委員から調査報告をお願いします。

5 番 （調査番号4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）臨時雇用年間6人。経営面積は、215a、うち田215a、水稻、WCSを作付け。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2.5km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：25万円/10a。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、耕運機、トラック、動力噴霧機を所有。8番（取得農地の利用計画）：飼料稲。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号5番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号5）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力2人）。経営面積は、75a、うち畑75a、野菜34a、栗少々。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：100m程度。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：28万円/2筆。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、手押しモア、ミスト機、バックホーを所有。8番（取得農地の利用計画）：栗園として使用。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号1番から5番までを質疑、採決を行って、その後、私が退室後に6番について審議ということによろしいでしょうか。

（はいの声）

議 長 調査番号1番から5番について、質問のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 それでは、調査番号6番について、職務代理にお願いします。

(議長退室)

8 番 調査番号6について、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号6) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力3人)。経営面積は、116207㎡、うち田96349㎡、水稻17450㎡、WCS5817㎡、ブロッコリー8608㎡、ズッキーニ1996㎡、たばこ25000㎡、畑19818㎡については、畜産農家との飼料供給計画を結んでおられます。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：500m。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：贈与です。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：水稻関係、たばこ関係、野菜を生産するにあたり該当する機械はすべて揃えてありました。8番(取得農地の利用計画)：今までどおり、水稻、ブロッコリーを作付け。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

8 番 只今、調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

8 番 質疑がないようですので採決します。調査番号6番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

8 番 全員賛成ですので、調査番号6番について原案通り決定します。

(議長入室)

議 長 議第38号案農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第38号案農地法第4条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は共同住宅です。周囲が住宅であり、耕すとはこりの苦情や草が伸びると虫が寄ってくるとの苦情があり急きょ、共同住宅を建てることにしたということでした。4条調査項目により報告します。1番(農地区別):第2種農地です。2番(着工時期):今年10月1日から来年9月30日までです。3番(資金調達):借入金です。5番(周囲の農地の承諾)問題なし。6番(公衆衛生)水路、公衆用道路があり問題ありません。7番(転用措置):問題ありません。8番(日照通風の影響):問題ありません。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号2) この件については、7月の総会の後、全員で現地確認していただいた個所ですので、あらかじめ報告しておきます。申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は飼料置場、飼料配合場となっておりますが、このバンカーサイロは飼料を細断して機械で鎮圧してビニールで密封する場所でございます。4条調査項目により報告します。1番(農地区別):農用地区域内の農業用施設用地です。2番(着工時期):平成26年7月2日から9月30日までの工事で、始末書を確認しております。3番(資金調達):不明です。5番(周囲の農地の承諾)問題なし。6番(公衆衛生)問題なし。7番(転用措置):建設後数年経っておりますが問題はありません。8番(日照通風の影響):問題ありません。10番(農振法):農用地区域内です。以上、報告終わります。

議 長 農業委員会法で最適化推進委員も意見を述べるということになっておりますので質疑に関しては、是非、最適化推進委員からもお願いします。残念ながら採決には農業委員だけになりますけれども、是非、最適化推進委員からもお願いします。それでは、質問のある方はお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。上記2件許可するものといたします。

議 長 議第39号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第39号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、5番委員から調査報告をお願いします。

5 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):2種農地です。2

番（着工時期）：10月1日からです。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：周囲の内所有者との被害防除の確認書が提出されております。6番（公衆衛生）住宅から出る生活雑排水は合併処理浄化槽です。雨水排水については、敷地内の自然浸透及です。7番（転用措置）：施工の際は注意をして被害防除に努める。8番（日照通風の影響）：その他、周辺への影響はないと考えるが周辺農地等に被害が生じた場合、及び生じる恐れがある場合は、申請人が責任をもって解決する。10番（農振法）：農用地区域外。取得価格は200万円です。以上、報告終わります。

議長 調査番号2番について、報告します。

2番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光パネル発電所用地です。図面を見ていただきますと、かぎ型になっておりまして上の方は倉庫がありまして、資材置き場に使用し、下の方がメインとなりパネル340枚です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：2種農地です。2番（着工時期）：10月1日から計画です。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：周囲も譲渡人の土地でありまして問題ありません。6番（公衆衛生）最近ゲリラ豪雨とかがありまして、太陽光発電施設からの排水の苦情も聞きますが、外周を盛土して水が外に流れないようにするという事です。土ですので地下浸透による対処になります。7番（転用措置）：被害がもしも発生した場合は責任をもって対応するという事でした。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。取得価格は160万円です。以上、報告終わります。

議長 調査番号3番、4番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3番 （調査番号3、4）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は飼料置場、飼料配合場となっております。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：農用地区域内の農業用施設用地です。2番（着工時期）：26年7月2日から9月30日となっております理由及び始末書の確認をしております。3番（資金調達）：不明です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域内の農業用施設用地です。以上、報告終わります。

議長 それでは、質疑を受けたいと思います。調査番号1から4番について、質疑がある方の挙手をお願いします。

4番 1番について、2種農地と報告がありましたが1種農地に該当しないのでしょうか？

事務局 2種農地です。農地の広がり、以前は錦中学校から今村委員の自宅の方に農地の広がりがあったのですが、交番、住宅が建っておりまして、農地の広がり、10ヘクタール未満となっております。

4番 北側にある線路側の農地にはつながらないのか。

事務局 線路側にはつながりません。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。1番から4番まで件許可するものといたします。

議 長 議第40号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第40号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
今回は、利用権設定取り消しがありますので、審議をお願いしたいと思います。
今回は所有権移転2件、利用権設定が18件、取消1件です。所有権移転につきましては、農業公社からの売渡2件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～18番適格の報告あり）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

次に、利用権設定取り消しです。この案件は令和元年8月13日公告分です。8月

の総会で決定をいただいた分ですが、後に本人通知をいたしましたところ地番が間違えていたということで、自作地のため令和元年8月20日に取り消しの申し出が
あっております。取り消しの1番を取り消して、今見ていただきました利用権設定
関係の1番、112-1のつもりで125-1を出された関係で取り消しをお願いしますとい
うことで申請が出されておりますので、今回の決定をお願いしたいと考えておると
ころです。

議 長 何か、質問のある方は、いらっしゃいませんか。

議 長 所有権移転の1番、上が10アール当たり492千円、下が277千円の農地の差はどん
な差であったのでしょうか。

8 番 上は3反区画ですが、下は1反半とか、小さい区画になります。

議 長 面積の差ですか。

8 番 はい、よろしいでしょうか。

議 長 何か、他にはありませんか。

それでは、ないようですので、議第40号案異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。適格といたします。

議 長 議第41号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第41号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議 長 調査番号1番について西地区の代表の方の調査報告をお願いします。

4 番 (調査番号1) 調査は8月30日午前中に行いました。写真を添付しております。
場所は無田原につながる路線、町道から脇道に入っているところになります。畑に
ついては、非農地で認めますが、田については、認めないという意見でございまし
た。水田については、湿田のためあまり荒れておりません。

議 長 只今、西地区より報告がありましたけれども、西地区では田の部分については、認
めないということでしたが、何か、ご意見ありませんか。

8 番 田は、湿田ということでしたが、私たちのところもこういうところが多いのですが、
どうして非農地として認めなかったのでしょうか。耕作できると認められたからで
しょうか。

4 番 耕作しようと思えばできると思います。ただ、荒れてはいません。錦町農業委員会
で規約とする原木とか竹林とかの搬入があれば、私たちも…、短い草です。農地ナ
ビの写真を見ていただければ、10年前か5年前かの写真と思いますが、この時点
では耕作されております。ですから、そんなに荒れておりません。攻める農地ではな
いと私も思いましたが、そういう意見がありましたから今回は、非農地は認めない
ということにしました。

議 長 非農地の状態にないということですね。

- 8 番 非農地状態でなくても耕作ができない、これからこの小さい面積を、誰かに貸され
るとしても借り手がない場合に、どうされるかなと思ったものですから。湿田は木
が生えないですものね。
- 4 番 確かに攻める農地ではない。認定農家とか好き好んで手を挙げて作る農地ではあり
ません。根本的に非農地としては、林野化とかなったとか、規約をもう1回見直さ
なければ、なかなかできないと思います。何もかも非農地化してしまえば、いけな
いと思います。私たちは、農地を守っていくべき立場ですから。
- 議 長 前々から議論がありましたが、先日、農地パトロールで木上地区も非農地がありま
したけれども、まだ、耕作できるようなところは、誰か、借り手を探そうという対
応をしようと、だから、申請人が耕作できないから、非農地にするのではなくて、
どうやってか農地を守っていく手段はとっていくべきだと私も思います。
他に、意見はありませんか。
- 議 長 決議してよろしいでしょうか。
最終的な意見として、西地区の意見のとおり、田は、非農地としては認めない。畑
は非農地として認めるということで、報告がありましたが、それについて、賛成さ
れる方は、挙手をお願いします。
(全委員：挙手)
- 議 長 そういうことでお願いします。
- 議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）
- 8 番 1番、2番一武地区全員で担当します。
- 議 長 わかりました。では、よろしくお願いします。
- 議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月9日

農業委員会会長

5番 農業委員

6番 農業委員
